



令和4年2月17日

財務大臣 鈴木 俊一 殿

東京青年税理士連盟

会長 阿部 圭子

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番8号

代々木第10下田ビル7階

電話 03-3356-2916

## 令和4年度税制改正の大綱に対する意見書

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約500名により組織されており、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

当連盟は、令和3年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正の大綱（以下「大綱」といいます。）について検討しました。

社会のICT化が進展するなか、納税者の利便性に資するため経済社会の構造変化に対応した税務手続の仕組みを構築し、納税者により多くの選択肢を提供することは、概ね評価に値すると考えます。しかしながら、過度に税務手続のデジタル化を志向することは、必ずしも納税者の利便性の向上に繋がるとは言えません。

大綱では、デジタル化を推進するあまり税務手続や帳簿管理の方法を画一化させ、納税者の選択肢を却って狭める結果となりかねない方針が散見されます。特に高齢世代では、デジタル化について行くことが困難である方が多く、こういった方に従来通りの選択肢を残さずに、デジタル化を過度に推進していくという姿勢では、社会の至る所で混乱が生じ、申告納税制度が阻害されることが危惧されます。

国民にとってデジタル技術は、利便性向上の一つの手段であり、デジタル化すること自体が目的ではありません。以下、個別の項目について2点意見を申し上げます。

### 1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度における義務規定を廃止すること

今回の大綱により、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従わずに保存することが、令和5年12月31日までは認められることになりました。この経過措置自体は評価しますが、このような措置を講じなければならないほど、事業者

にとって電子帳簿保存法の改正に係る電磁的記録の保存要件を遵守することが、いかに困難であるかが表れています。

改正法を遵守して電磁的記録を管理するには、個々の記録データのタイトルに日付・取引先・金額を入力しなければならないという、それ自体は非常にアナログな作業に事業者は忙殺されることになり、これを怠ると必要経費・損金不算入や青色申告の承認取消しという厳しい罰則が適用される可能性があります。

現状における事業者の帳簿記録の実態を見ますと、中小零細であっても、急速に紙媒体の取扱いが減少して電子的記録媒体にシフトしていく傾向にあり、経済性の観点から今後もその傾向が自然に進んでいくことが予想されます。電子的記録媒体が広く浸透するにもかかわらず、このような厳罰付きの法令を設けることは、紙媒体のみを取り扱う方が却って安全であるという認識を事業者の間に広め、時代の自然な流れにブレーキをかける結果となります。

この改正の目的は電磁的記録の改竄防止ということですが、極端に性悪説的見地から動機付けられており、強権的かつ非生産的な改正と言わざるを得ません。従って、私たちは今回の経過措置をもってこの改正を容認することはなく、改正そのものの見直しを求めます。

## 2 税理士業務の電子化等の推進を税理士法等に規定すべきでない

大綱では、税理士業務の電子化等を通じて納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定を設けることを定め、かつ、その規定を税理士会の会則に記載すべきであり、財務大臣の認可なしではこの会則を変更できないとされましたが、このような規定は必要ないと考えます。

税理士業務を行う私たち税理士は、社会の変化や度重なる税法の改正に対応するため日々研鑽を積んでおります。納税義務者の利便性を向上させ自身の業務の改善進歩に努めるということは、職業人として当然のことであり、法の命ずるところではありません。

「電子化等を通じて」という限定的文言についても、職業人である以上、業務遂行のための最適な方法は個々の税理士がそれぞれ判断すべき事項であり、法や会則により一律に規定する必要はないものと考えます。

従って、大綱における税理士業務の電子化等の推進の項目は削除を求めます。

以上